

平成27年10月30日  
金融庁

「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案) に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案) について、平成27年8月26日(水) から平成27年9月24日(木) にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、2の団体から延べ9件のコメントをいただきました。本件についてご検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙1をご覧ください。

以上のほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の行政の参考とさせていただきます。

具体的な内容については、別紙2をご覧ください。

本件の訓令は、平成28年4月1日(金) から施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)  
総務企画局総務課 (内線3147)

「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案) に対するパブリックコメントの結果等について (るびあり版) (PDF: ●●KB)

「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案) に対するパブリックコメントの結果等について (テキスト版) (TXT: ●●KB)

(別紙1) コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (るびなし版) (PDF: ●●KB)

(別紙1) コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (るびあり版) (PDF: ●●KB)

(別紙1) コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (テキスト版) (TXT: ●●KB)

べっし きんゆうちよう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりよう  
(別紙2) 金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(るびなし版) (PDF : ●●KB)

べっし きんゆうちよう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりよう  
(別紙2) 金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(るびあり版) (PDF : ●●KB)

べっし きんゆうちよう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりよう  
(別紙2) 金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(テキスト版) (TXT : ●●KB)